

随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>本業務は、令和 6 年夏開催の清流の国ぎふ総文 2024 で活躍した県内高校生の成果発表（ステージ発表、競技体験会）を、AMラジオと比してリスナー層が若いFMラジオ放送を通して発信することを目的に、収録及び作品展示を一体的に実施し、FMラジオで放送するものである。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>株式会社エフエム岐阜は、県内全域を放送エリアとしている県内で唯一のFM放送局であり、収録を行い、FMラジオにて県内全域に発信できる委託先は他に存在しない。</p> <p>また、同社は信長ゆめ広場で開催される「総文祭成果発表」の事業の一つである「総文祭成果発表公開収録イベント運営等業務委託」の委託先であり、効率的な実施が可能である。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。